

RIETI国際セミナー
投資リスクと投資協定
2008年7月25日

第2セッション 投資リスクにどう対応するか〈コメント〉

投資協定について

- 企業の立場から -

佐久間 総一郎

〔 新日本製鐵株式会社
法規担当部長 〕

Key Questions

1. 企業にとって、投資協定とは、何か？
2. 投資協定は、企業にとって重要か？
3. 企業は、投資協定を十分活用しているのか？ 問題は何か？ どうあるべきか？

1. 企業にとって、投資協定とは、何か？

- 外国政府の「不当な」権力行使から、グローバルな投資とその企業活動を守る最後の砦。
 - ① 外国の国内法に反する行為ならば、外国政府を相手に訴訟を起こす道あり。
 - ② 外国の国内法に反する行為でも、外国政府を相手に訴訟を起こす制度が無い／不十分な国あり。
 - ③ 外国の国内法に照らし、合法的な行為でも、「不当な」措置はある。
- 国境を越える投資に一層の自由化をもたらす仕組み。

事例

＜中国鉄鋼輸入総量規制＞

- 日中投資保護協定締結（1988年8月）後、中国のWTO加盟（2001年12月）前の事件。
- 1999年6月から中国で全鉄鋼製品の輸入総量規制。
- その結果、日本等からの直接投資により設立、1997年から生産を開始した現地鉄鋼メーカーが、材料となる原板が調達できず、生産が半年以上停止。

企業の対応(1)

- 法的救済措置の可能性を検討

結論は、国内鉄鋼需給の引き締めを目的とする輸入貿易管理政策の実施であり、中国法に照らせば鉄鋼輸入総量規制は合法であり、当方側には是正の権利なし。

- 日中投資保護協定の適用？

企業の対応(2)

● 最初から最後までお願い

- 輸入枠管理の地方税関から中国首相レベルまで中方政府関係者に是正を、あらゆる機会をとらえ、企業としてお願いした。
- 加えて、日方政府関係者(首相、関係官庁、中国大使等)及び関係経済団体を通じお願い。
- お願いされた、日本政府や関係経済団体も、中国政府に対し、日本企業が困っているのので何とかしてくださいというお願いどまり。

企業の対応(3)

- 相応の投資協定が適用されるならば、企業の対応は異なつたはず。
 - 「条約上疑義あり」で切出し可能。
 - 最後は「出るところに出ようじゃないか」。
 - 企業が、日本政府にお願いするときも、条約違反を見逃してよいのかという、大義名分が備わる。
 - 頼まれる日本政府も、現地政府が条約を遵守することを前提に投資した企業が悪いとは言えない。そうでないと、そもそも、条約等の国際的な義務に反しない制度・政策変更は、企業として織り込むべきカントリーリスクであり、材料が輸入できなくなることに備えておくべきだったと言われかねない。

2. 投資協定は、企業にとって重要か？

- YES.
- 投資協定が企業にとって最後の砦となる源は、「出るどころに出ようじゃないか」と言える力、つまり投資家対国家の拘束力ある紛争解決手続（BIT仲裁）。

3. 企業は、投資協定を十分活用しているのか？

<日本によるBIT仲裁の活用状況>

- 公表ベースでは、日系企業がBIT仲裁を利用した1件のみ。
- BIT仲裁まで進まなくても、投資協定違反を主張し、交渉に活かしたケースは？
- 世界では290件（～2007年）

何故、日本企業は、投資協定を使わないのか？

- それほど痛い目に遭っていない。
- そもそも、投資協定活用が、日本のビジネスマンの問題解決手段の引き出しに入っていない。
 - 知らない、経験が無い、思いもよらない。
 - 知っていたとしても、他人事。
お上の仕事（国vs国）？
- 使いたくても、当該国との間に投資協定がない又は内容において不備。
日本：13 BIT's + 8 EPA's（署名済未発効含む）
⇔ドイツ135、中国120、英国102、
フランス98、韓国85、米国49。

Alternative solutions

- ビジネスマンの多くが日々海外投資関連の問題に直面している。
- 現実的には、投資協定の活用以外の方法で、勤勉に問題解決に努力。
 - 交渉、陳情、外交？ 生産シフト？
- 一方、よくあるのは、“wait-and-see” approach。要は我慢する。

投資協定の必要性

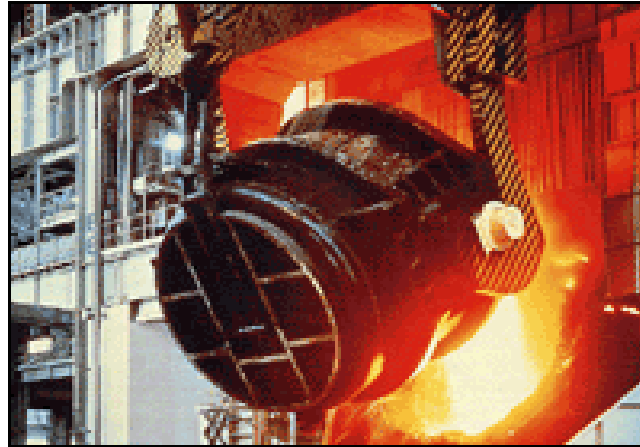
- 活用例がないこと≒不要
- 企業進出の当然のインフラとして必要。

「投資に関する質の高い法的基盤の早急な整備」を求める。

－グローバルな投資環境の整備のあり方に関する意見－

2008年4月15日(社)日本経済団体連合会

- A) 投資が比較的多く、投資保護・自由化の必要性が高い国
例: ブラジル、南ア、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、ベネズエラ、コロンビア、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、ルーマニア
- B) 国益の観点から投資の保護・自由化を進めるべき国
例: アルジェリア、ナイジェリア、イラン、クウェート、オマーン、バーレーン、ペルー、パナマ、ボリビア、ウクライナ、カザフスタン、イスラエル、アンゴラ
- C) 既存の協定の見直し: 中国、ロシア等



ご清聴ありがとうございました。